

法令名	根拠条項	許認可等の内容	標準処理期間
都市計画法	第53条第1項	市街地開発事業等の区域内における建築許可	7日

(審査基準)

都市計画法第54条第1項第1号の規定に基づき、土地区画整理事業予定区域である芝第2・第5地区内についての許可基準を次のとおりとする。なお、上記区域外についての許可基準を次のとおりとする。なお、上記区域外については、申請に基づき審査し、許可する。

当該建築物が次に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

イ 階数が3以下で、かつ、地階を有しないこと。

ロ 主要構造部(建築基準法第2条第1項第5号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

(実施基準日 平成30年2月1日)

※芝第2・第5地区

大字芝字梅ヶ坪、宮根、神戸、樋ノ爪、塚越田中、峰町、勝堀合、辻の各一部